

パブリック・コメント手続きの結果

(仮称) 横須賀市犯罪被害者等基本条例(案)について

I 市民等からの意見の集計結果

1 パブリック・コメント手続きの期間

令和3年7月13日(火)から8月2日(月)まで

2 意見の提出者と意見数

提出者 3人 意見数 7件

3 提出方法別の人数

提出方法	人数
持ち込み	0人
電子メール	3人
ホームページ	0人
合計	3人

4 項目別の件数

項目別(1人あたり複数意見あり)	件数
条例全体に関する内容	1件
前文	1件
目的(第1条)	—
定義(第2条)	—
基本理念(第3条)	—
市の責務(第4条)	—
市民等の責務(第5条)	—
事業主等の責務(第6条)	—
総合支援体制の整備(第7条)	—
総合支援窓口の設置(第8条)	1件
相談・情報の提供等(第9条)	—
日常生活支援(第10条)	—
心理カウンセリング等(第11条)	—
居住の安定(第12条)	—

雇用の安定（第 13 条）	—
見舞金の支給（第 14 条）	1 件
損害賠償請求の支援（第 15 条）	1 件
刑事手続参加についての支援（第 16 条）	—
市民等以外の犯罪被害者等への支援（第 17 条）	—
人材の育成等（第 18 条）	—
関係民間団体に対する援助（第 19 条）	—
市民等の犯罪被害者等への理解の促進（第 20 条）	1 件
意見の反映（第 21 条）	—
支援を行わないことができる場合（第 22 条）	—
その他の事項（第 23 条）	—
その他	1 件
合計	7 件

Ⅱ 意見の概要と提案者の考え方

No.	項目	意見（概要）	考え方（対応）
1	条例全体に関する内容	<p>名称が「横須賀市犯罪被害者等基本条例」となっているのがとても良いと思う。</p> <p>総じて、本条例案は、被害者に優しい内容となっているように感じる。</p>	<p>本条例の制定により、長期にわたって支援の手を差し伸べ、すべての犯罪被害者等に寄り添う横須賀の実現を目指していきます。</p>
2	前文	<p>前文については、既存の自治体条例には殆ど記載がなく、本条例の内容が犯罪被害者の共感を呼ぶものとなっている。</p> <p>特に、法律上の犯罪と認められないものも対象とする暖かさが、とても良いと感じる。</p>	<p>本条例の検討過程において、条例の適用範囲についてどこまでを範囲とするかで、多くの議論を重ねました。なお、個別の支援については、別途定める要綱等により具体的な対象者等を定める予定です。</p>
3	総合支援窓口の設置（第 8 条）	<p>総合支援窓口の設置では、是非とも対人援助の専門職員（非常勤雇用も可）を配置していただきたい。</p>	<p>総合支援窓口で犯罪被害者等の支援に必要な識見を有する職員を配置するよう努めるものとしており、対人援助の専門的資格を有する職員が望ましいと考えています。また、人事配置の関係で誰が配属されても柔軟な対応ができるような研修制度を検討していきます。</p>

4	見舞金の支給（第14条）	<p>見舞金の支給については、出来れば、名称を支援金としてほしい。</p> <p>被害者の生活の再建を横須賀市も支援します、という意味合いと取れる。</p> <p>横浜市のように、遺族支援金（見舞金）、重傷病支援金（見舞金）、性犯罪支援金（見舞金）の3種類を設けてほしい。</p>	<p>見舞金と支援金については本検討協議会で議論を重ねましたが、見舞金と支援金は意味合いが異なると考えており、本条例では見舞金を支給することにより、常に犯罪被害者等に寄り添う姿勢を見せるものとしています。</p>
5	損害賠償請求の支援（第15条）	<p>損害賠償請求の支援については、既存の条例には、殆ど見られない斬新なものだと思う。</p> <p>弁護士費用の助成をしてほしい。</p>	<p>弁護士費用の助成については、ご意見を今後の参考とさせていただきます。</p>
6	市民等の犯罪被害者等への理解の促進（第20条）	<p>第2項に「学校教育及び公教育において犯罪被害者等の尊厳についての理解を深めるために必要な施策を行う」をぜひ追記してほしい。</p> <p>三重県では、小学校の授業に絵本「くもくんが教える”プライベートゾーン”の大切さ」を使用して、性教育を始めていると耳にしている。</p> <p>横須賀市は基地のまちでもあり、被害に遭わないための教育は欠かせない。</p>	<p>教育活動の中で、犯罪被害者等への理解を増進させる取り組みは望ましいと考えており、ご意見を今後の参考とさせていただきます。</p>
7	その他	<p>犯罪被害者支援についての支援の条例ということだが、その中でも性暴力に関しての支援について強くお願いしたい。</p> <p>具体的には、①初動対応をすであろう警察官・教育機関の教員などに性暴力を受けた被害者対応のマニュアルを専門家とともに作成し、研修等の充実を図ってほしい。</p> <p>また、内容としては、現場に丸投げではなく、専門家等の設置をし、あくまで現場での初期対応のマニュアルの作成をお願いしたい。</p> <p>②諸外国でも設置されてるような性被害専門のセンターなどの設</p>	<p>①の被害者対応のマニュアル作成や研修等の充実については、検討していきたいと考えています。</p> <p>②については、現在、性被害に遭った際には、神奈川県が設置し24時間対応している「かながわ性犯罪・性暴力者ワンストップ支援センター（かならいん）」を紹介しています。性被害専門のセンターなどの設置については、ご意見を今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、加害者の社会復帰へのサポート等については、再犯防止の観点から検討が必要であると考えます。</p>

		<p>置を横須賀市でも考えていただけたらと思う。</p> <p>また、すべての事件に言えることだと思うが、被害者支援と同様に、加害者に対するケアや社会復帰へのサポートも取り組んでいただけたらと思う。</p>	
--	--	---	--